



さまざまな助成事業で 住宅建設を応援しています

【問合せ】
建設課建築係
☎32-1844

※詳細については問合せください。

持家住宅建設等助成

市内在住者…市内業者の施工で 180 万円
市外業者の施工で 150 万円
市外転入者…市内業者の施工で 200 万円
市外業者の施工で 170 万円
あわせて、18 歳未満の子ども 1 人あたり
20 万円分の「まごころ商品券」も交付。

市内にマイホームを新築する方に、費用の一部を助成。(新築・建売住宅)

対象・要件

- 住宅は玄関、トイレ、台所、浴室及び居室がある、延べ床面積 70 ㎡以上の一戸建て。
- 2 世帯以上が入居する住宅の場合は、入居する世帯にかかわらず 1 世帯とみなす。
- 住宅部分が上記の要件を満たす併用住宅(店舗・事務所などとの併用)も可。

中古住宅購入助成

	補助率	限度額
市内在住者…	購入費の 25%	125 万円
市外転入者…	購入費の 30%	150 万円

あわせて、18 歳未満の子ども 1 人あたり
10 万円分の「まごころ商品券」も交付。

対象・要件

- 玄関、便所、台所、浴室があり住宅部分の延べ面積が 60 ㎡以上のもの。
- 昭和 56 年 6 月 1 日以降に着手した住宅または建築基準法に基づく耐震基準に適合しているもの
- 申請者の配偶者及び 2 親等以内の方が所有している住宅は対象外となります。

民間賃貸住宅建設助成

市内にアパート・賃貸住宅などを建設する市内の個人や法人に、費用の一部を助成。

1 戸あたりの助成限度額
床面積 30 ㎡以上 40 ㎡未満 … 90 万円
床面積 40 ㎡以上 … 100 万円

対象・要件

- 対象者は市内に事業所(本社または支店など)がある法人、または市内に居住する個人。
- 戸建て 2 戸以上、または 1 棟あたり 4 戸以上の賃貸契約を締結して賃貸する共同住宅。
- 各戸に玄関、水洗トイレ、台所、浴室及び給湯設備が設置されているもので、市内の事業所(本社または支店など)がある法人が施工。
- 国・道・他の団体などから重複する助成金の交付を受けている方は対象外。

民間賃貸住宅リフォーム助成

市内にアパート・賃貸住宅などを所有する個人や法人に、改修費用の一部を助成。

1 戸あたりの改修工事費の 3 分の 1 相当額を助成(10 万円を限度)

対象・要件

- 対象者は市内に民間賃貸住宅を所有する法人、または個人。
- 戸建て 2 戸以上、または 1 棟あたり 4 戸以上の賃貸契約を締結して賃貸する共同住宅。
- 居住性の向上を図るための修繕、模様替えなどを行う工事で、市内の事業所(本社または支店など。個人事業者を含む)がある法人が施工。
- 国・道・他の団体などから重複する助成金の交付を受けている方は対象外。

4月から

介護予防・日常生活支援 総合事業が始まります

介護予防・日常生活 支援総合事業とは

介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」）は、高齢者が介護予防活動への参加により元気を維持し、地域の支え合いや事業者による生活支援を組み合わせることで利用することにより、できる限り住み慣れた地域で自立した生活を送れるように支えていく事業です。

総合事業には、「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」があります。

新制度移行の時期

- 新たに要介護認定を申請する方：4月1日以降に申請した方から新制度のサービスを適用
- 現在、要支援の認定を受けている方：4月1日以降に要支援認定の更新時期をむかえた方から順次、新制度のサービスを適用

介護予防・生活支援 サービス事業

対象：65歳以上で次のどちらかに該当する方

- ・ 介護保険の要支援1または2の認定を受けた方
- ・ 「基本チェックリスト」で生活機能の低下があると判定された方

※「基本チェックリスト」とは：介護予防が必要な方を早期に見するため、全25項目の簡単な質問に答えることで生活機能低下をチェックすることができ、国が作成した質問票です。

事業内容

- 【訪問介護相当サービス】
- 【通所介護相当サービス】
- 要支援1または2の認定を受けた方が利用している介護予防サービスのうち「訪問介護」と「通所介護」が総合事業に移行します。移行後もこれまで

のサービス内容、基準や料金などに変更はありません。

※新規で訪問介護相当サービス及び通所介護相当サービスの利用を希望する場合は、必ず要介護認定を受けていただきます。

【ミニデイサービスかえで】
要介護状態となるおそれのある高齢者に対して短時間の運動やレクなどを行ってきた「運動教室かえで」を、4月からミニデイサービスとして実施します。

一般介護予防事業

対象：65歳以上のすべての方

事業内容
エリアサポーターが行う交流サロンや「ゆる元体操」、「ふまねっと運動」といった手軽に楽しくできる運動教室、また、これまでも行っている「まる元運動教室」や介護予防講演会などを実施します。

地域包括
支援センター
☎ 32-0661
介護保険係
☎ 32-2217

